

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念を追求し、企業価値を高めるために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識しております。現行の経営管理組織を一層充実、強化することにより、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、効率性、健全性、透明性を重視した経営を進めてまいります。また、IR活動、ホームページを活用した情報開示を進めるとともに、株主のご意見やアドバイスを経営に反映させるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 1 - 3】取締役会の後継者計画への主体的関与

取締役会は、現在、後継者計画についての具体的な監督は行っておりません。最高責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々を当社を取り巻く状況や対応すべき課題に応じて、適切と考える人物を取締役会で選任することとしております。

今後、経営者としての資質や役員として求められる人材像を明確にするとともに、経営者後継人材育成計画の策定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、当事業の円滑な遂行と持続的な成長に欠かせない資金調達と商品調達に関し、中長期的な関係の維持が必要な場合に限り、政策目的の株式を保有しております。

政策保有株式の保有継続の可否については、上記の保有目的に鑑み、株式発行企業との中長期的な事業上の関係等を総合的に勘案し、毎年、取締役会で個別に検証してまいります。保有の妥当性が認められないと考える場合には、縮減するなど見直しを行います。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかなど、議案への賛否を個別に判断した上で議決権行使を行っております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との競業取引又は利益相反取引を行う場合、取締役会での審議・決議を要することとしています。更に、取引の結果については、毎期1回取締役会で報告することとしています。

また、主要株主等関連当事者との取引については、第3者との取引同様、価格等の取引条件の合理性等を精査した上で、社内規則に基づいた承認手続きを実施し、監査役による監査を行っています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

確定拠出年金制度(401K)を導入しており、入社時には説明を行い、入社後はWEBにより、制度内容や運用商品や資産運用に関する教育機会を提供しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)経営理念や経営戦略などを当社ホームページ内の「会社情報」と「IR情報」の中で開示しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役の報酬は、取締役としての責務と委嘱業務の責任の大きさを勘案して算定の上、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議のうえ、取締役会にて決議しています。監査役の報酬は、監査役会にて決議しています。

(4)取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選任は、個々の経歴、実績や人間性、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案し、事前に取締役については指名・報酬諮問委員会での審議で、監査役については監査役会の同意を得た上で、経営陣幹部は代表取締役が指名し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、それぞれ取締役会にて決議しております。解任にあたっては、法令や定款などに違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合は、取締役は指名・報酬諮問委員会での審議を経た上で、取締役会にて総合的に判断した上で規程に基づき解任することとします。

(5)個々の選解任の理由については、株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任の範囲

取締役の職務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針、その他経営上の重要事項、及び法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、社内規程「取締役会運営細則」によって明確に示されています。

取締役会が決定すべきこととされている事項以外の意思決定及びその執行は、取締役等が出席する業務執行レベルの意思決定機関である経営会議を設け、その決定事項は必要に応じて取締役会に報告されています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の定める独立性判断基準の要件を満たす者を独立社外取締役として選任しています。その概要については、本報告書

の「2.1取締役関係」に記載していますので、ご参照ください。
また、独立社外取締役候補者の選任に当たっては、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、高い独立性を有している方を候補者としています。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社の取締役会は、取締役が9名、監査役が3名の規模で構成しており、内、社外取締役2名、社外監査役2名となっています。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保することを方針とし、社外取締役は、それぞれ会社の健全性の向上に資する能力を有する弁護士と企業経営の豊富な経験・識見を有した方、常勤監査役は、取締役経験者で業務に精通しており、社外監査役は、それぞれ企業法務と会計の豊富な知見を有する弁護士と公認会計士で構成されています。社内取締役については、広範囲の業務経験を持ち、会社の業務に精通した取締役で構成されています。
取締役の選任は、責任領域における定量評価と定性評価、多様性の確保を勘案し、指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会にて議論し、面談を行ったうえで、選任することとしています。

【補充原則4 - 11 - 2】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
当社の社外取締役2名は、それぞれ他の上場会社の社外取締役を兼任しておりますが、合理的な範囲であると考えており、当社の監督業務を適切に果たすことができると考えております。
また、その他の取締役・監査役については、他の上場会社の役員を兼任していません。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性の分析・評価と開示
当社は、2020年1月から2月にかけて、取締役会の課題や改善点を抽出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、取締役会の実効性評価を実施いたしました。
評価にあたっては、取締役および監査役に対しアンケートを行い、集計結果の取りまとめ及びその分析を第三者機関に委託いたしました。その結果の概要は、全体として概ね肯定的な評価が確認され、前回評価と比較しても、全項目の平均点、肯定的評価の割合が増加し、全体を通して、改善傾向が見られたことから、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しております。また、前年の実効性評価分析を活用した改善施策を実施し、取締役会の実効性を高めるための具体的な取り組みが推進されている一方で、「取締役会の多様性」や「役員トレーニングの高度化(役員の義務と責任、リスク管理等)」、「審議すべき事項の審議時間の確保」についての課題が確認できたことから、今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会全体の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニングの方針
当社取締役及び監査役は、当社が加盟する団体等の外部セミナー等への参加や、監査役協会主催のセミナー等に参加することによって、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の取得や研鑽に努めています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IRを担当する役員を選任し、広報課をIR担当部署としています。半期毎に社長による機関投資家・アナリスト向け説明会を開催するとともに、株主からの対話の要請についてはIR担当役員およびIR担当者を中心に対応する体制となっています。
尚、インサイダー情報の管理については、インサイダーに関する社内規程に基づき、慎重に対応いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	6,435,500	16.24
有限会社WaizHoldings	2,578,300	6.50
ミスターマックス取引先持株会	2,241,283	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,082,500	5.25
株式会社福岡銀行	1,414,233	3.57
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,250,000	3.15
MrMaxHD社員持株会	1,244,794	3.14
平野 能章	1,075,505	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,062,700	2.68
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	801,295	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
-------------	----------------

決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
家永 由佳里	弁護士											
西村 豊	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家永 由佳里	○	オーケー食品工業株式会社社外取締役を兼任	家永由佳里氏は、弁護士として培われた豊富な経験と見識に基づき、企業の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進、さらに業務執行者の監督を履行して頂けるとの判断から、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社との間に、特記すべき利害関係はなく、十分な独立性が確保できると判断し、独立役員に指定しております。

西村 豊	○	株式会社おやつカンパニー社外取締役、および三生医薬株式会社社外取締役、セイコーウォッチ株式会社社外監査役、オルソリパース株式会社社外取締役、株式会社T S Iホールディングス社外取締役、株式会社トキワ社外取締役を兼任	西村豊氏は、企業経営全般への見識と小売業界に関する知見を有しており、業務執行者の監督、監査をするに相応しい経験と能力を有していることから、社外取締役としての職務を適正に遂行できると判断しております。また、同氏は当社との間に、特記すべき利害関係はなく、十分な独立性が確保できると判断し、独立役員に指定しております。
------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

2020年1月から、取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。委員会の構成は、取締役会が選任した3名以上の取締役（過半数が社外取締役を選任）で構成され、取締役の指名・報酬等に係る事項について審議し、取締役会に答申いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に情報を交換し、連携を図っております。社外監査役のうち1名は公認会計士、もう1名は弁護士の資格を有しており、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行なっております。また、社長直轄の内部監査組織として、監査部を設置しており、監査役及び監査役会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
工藤 雅春	公認会計士												
佐田 洋平	弁護士												

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤 雅春	○	_____	工藤雅春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社との間に、特記すべき利害関係はなく、十分な独立性を確保できると判断し、独立役員に指名しております。
佐田 洋平	○	_____	佐田洋平氏は、弁護士として培われた豊富な経験と見識を監査体制に活かしていただけるとの判断から、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社との間に、特記すべき利害関係はなく、十分な独立性が確保できると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全員を、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

株主様から経営を負託された取締役の経営責任と、取締役に対する会計年度の成果配分という役員賞与の性格を明確にするため、役員賞与支給に関するガイドラインを設定しております。
(役員賞与支給に関するガイドライン)

- 1.営業キャッシュ・フローが黒字であること。
- 2.連結決算、単体決算が黒字であること。
- 3.経常利益24億円、当期純利益12億円を上回ること。
- 4.年間を通じて1株10円以上の配当ができること。
- 5.従業員賞与原資の削減がないこと。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

2020年2月期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は以下のとおりです。

取締役に対する報酬等の額153百万円(支給人員10名)、内、社外取締役2名に対し10百万円

監査役に対する報酬等の額16百万円(支給人員4名)、内、社外監査役3名に対し6百万円

(注)1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.上記のほか、使用人兼務取締役7名の使用人分給与相当額56百万円を支払っております。

* 取締役の報酬に関する情報は、当社ホームページに以下の書類を掲載して開示しております。

1.有価証券報告書

2.株主総会招集通知(提供書面として事業報告を掲載)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査役の報酬額については、2017年5月26日開催の第68回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額30百万円以内と決議いたしております。監査役の個別の報酬額については、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬額については、2019年5月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額400百万円以内(うち、社外取締役は30百万円以内)と決議いたしております。

取締役の個別の報酬額については、当社の業績及び各人の取締役として責務の度合いを考慮し、社外取締役が委員の過半数をしめ、かつ社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役の職務の補助を行うスタッフとして、総務部内に1名配置し、総務業務と併せて担当しております。社外取締役及び監査役は出席した取締役会において、議案の審議及び報告事項を聴取できるほか、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人から必要な報告を受けることができる体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
平野 比左志	名誉会長	取締役への助言	非常勤・報酬有(支給額6百万円/年)	1995/6/29	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を月1回以上開催し、的確かつ迅速に経営上の重要事項を審議・決議しております。また、当社は2008年4月から、一層の経営責任の明確化と意思決定の迅速化による経営機構の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会から選任され、一定の事業や本部、部門を責任を持って執行する者であり、その区分を明確にすることで経営の効率化や取締役会の機能の強化を図っております。

当社の取締役会は、社内取締役7名(執行役員兼務6名)、及び社外取締役2名により構成しております。社外取締役は、取締役会において独立した立場から経営に対する提言を行い、企業の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進、経営監督機能の充実に努めております。

また、2020年1月から、取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の充実に努めるため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。委員会の構成は、取締役会が選任した3名以上の取締役(過半数が社外取締役を選任)で構成され、取締役の指名・報酬等に係る事項について審議し、取締役会に答申いたします。

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、公認会計士1名、弁護士1名を含み、社内監査役1名(常勤)、社外監査役2名で構成されております。重要な意思決定の過程を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席し、業務執行状況を確認するほか、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行い、経営監視機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役(2名)を選任し、あわせて、社外監査役(2名)による監査を実施しております。社外取締役は、取締役会において独立した立場から経営に対する提言を行い、企業の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進、経営監督機能の充実に努めております。また、社外監査役は、重要な意思決定の過程を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席し、業務執行状況を確認するほか、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行い、経営監視機能の強化を図っております。当社は、現状の体制での、経営の監督・監視機能が十分に機能するものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送を法定期限より前に発送し、さらに、発送日の1週間程度前を目処に、東京証券取引所のウェブサイトや当社ホームページに電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものを含む)を行うことができます。
招集通知(要約)の英文での提供	自社ホームページへ、英文の招集通知(要約)を掲載いたしております。
その他	自社ホームページへ、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、自社ホームページ上で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、ニュースリリース、決算説明会資料、月次情報、有価証券報告書、株主通信、コーポレートガバナンスの状況、株主総会招集通知・決議通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する役員を選任し、広報課をIR担当部署としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、事業活動を通じ、省資源・省エネルギーなどの環境保全に努めるとともに、地球環境への配慮、廃棄物の適正処理等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを定め、ホームページで開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

【基本方針】

当社は、企業活動を展開していくに当たって、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、役員及び従業員が守るべき行動規範として、「ミスターマックス行動規範」を制定しております。

当社は、この行動規範に則り、適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

【会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する項目】

1. 取締役の職務に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則100条1項1号)

イ. 社内規程(文書取扱いマニュアル)に則り適切に保存・管理する。

ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書を、随時閲覧できるものとする。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則100条1項3号)

イ. 当社は、社長以下執行役員及び常勤監査役によって構成される経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議を行う。

ロ. 当社は、経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を設け、月1回以上開催し、重要な経営事項について十分な検討を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

ハ. 取締役会において、月次・四半期業績の観察・分析・判断をし、改善・改革を行う。

ニ. 当社は取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置する。

当委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数を占める構成とし、取締役候補者の指名および取締役の報酬等について審議した結果を取締役会へ答申する。

2. リスク管理体制

(会社法施行規則100条1項2号)

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況、店舗開発の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、リスクへの早期対応を行う。

(2) 内部監査部門

社長直轄の組織として、監査部を設置。監査役及び監査役会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施する。監査部員が、各事業所及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である社長に急報できる体制を整備する。

(3) 緊急事態への対応

緊急事態対応マニュアルを、各部署及び幹部社員の自宅に常備し、早期に対策本部を設置できる体制を整える。

(4) 「コンプライアンス委員会」

「コンプライアンス委員会」は、リスクマネジメント委員会の機能を持ち、定期的な会議で、情報を共有、相互牽制を行い、必要に応じて、それぞれの担当部署が規程・マニュアルの作成・配布・周知徹底を行う。

3. コンプライアンス(社会規範、倫理、法令及び定款の遵守)体制

(会社法施行規則100条1項4号)

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス委員会」

当社のコンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。当委員会は、取締役及び社員、さらに弁護士を含む外部メンバーから成る常任委員(オブザーバーとして常勤監査役が参加)と、事業会社も含めた各部門長及び店長から成る推進委員によって構成され、コンプライアンス精神の全社への周知徹底を図る。

(2) 内部監査部門

監査部が、本部・事業所における職務の遂行状況の監査を内部監査規程に則り実施し、業務執行責任者である社長に報告の上、改善指導を行い、さらに改善状況についての監査を実施する。

(3) ヘルプラインの活用

社内外に設置しているコンプライアンス・ヘルプラインにおいて、リスク・法令違反などの情報を受け付け、コンプライアンス委員会へ報告の上、適正な是正処置を図る。

4. 企業集団のコーポレート・ガバナンス体制

(会社法施行規則100条1項5号)

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図る。
- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を実施する。
- (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会での承認を得るものとする。
- (4) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施する。

5. 監査役の職務に関する体制

(1) 監査役及び監査役会の職務を補助する体制及びその独立性

(会社法施行規則100条3項1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則100条3項2号)

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則100条3項3号)

監査役の前号の使用人に対する支持の実効性の確保に関する体制

- イ. 監査役及び監査役会の職務の補助を行う監査役スタッフとして、総務部内に1名配置し、総務業務と併せて担当する。
- ロ. 監査役会は、監査役スタッフの人事異動について、事前に報告を受け、必要がある場合は、変更の申し入れを行うことができる。
- ハ. 監査役スタッフを懲戒に処する場合は、事前に監査役会の承認を得るものとする。
- ニ. 会社は、内部監査部門をはじめとする各部門は、監査役の指示による監査役スタッフの調査他依頼に関して協力することを周知徹底する。

(2) 監査役及び監査役会に対する報告体制

(会社法施行規則100条3項4号)

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は出席した取締役会において、議案の審議及び報告事項を聴取できる。
- ロ. 当社の従業員を対象としたコンプライアンス・ヘルプラインへの通報内容は、監査役がオブザーバーとして出席するコンプライアンス委員会において報告される。
- ハ. 監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人から必要な報告を受けることができる。

(3) 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則100条3項5号)

- イ. 当社の役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ロ. 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ハ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役へ報告する。

(4) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則100条3項6号)

イ. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則100条3項7号)

イ. 取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を、総務部が行い、監査役は、総務部へ要請すれば、いつでも必要情報を入手できる。
監査役が内部監査部門に職務の補助を要請したときは、これを応諾し、必要な協力を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ミスターマックス行動規範」において、「反社会的行為への関与の禁止」を定め、反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、また、反社会的勢力からの不当な要求に応じないことを明確にしています。

緊急時には、総務部を統括担当部署として、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携しながら、毅然とした態度で対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、2004年10月、役員及び従業員が守るべき行動規範として、「ミスターマックス行動規範」を制定しました。基本方針15項目のうち7項目目の「社会との相互理解」の項が、情報開示に関するポリシーに該当し、ステークホルダーの理解を得るため、

「積極的な情報提供」と「正確な記録と報告」を会社としての重要な使命として明記し、取締役会においても経営上の重要事項として認識しております。

コンプライアンス体制を堅持するため、行動規範の基本項目にはそれぞれ担当部署を決めておりますが、「積極的な情報提供」、「正確な記録と報告」については、財務部および経営企画室を担当部署といたしております。金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報は、IRを含めた情報公開窓口である経営企画室に集約され、適時かつ適切な開示ができるよう努めております。社内監査体制を充実させるため、被監査部門から独立した組織として、社長直轄の監査部を置き、各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施しております。

監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。社外監査役のうち1名は公認会計士、もう1名は弁護士の資格を有しております。各監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を確認する他、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行なっております。

上記に加え、当社において、発生または発生のおそれのある法令違反行為または企業倫理に反する行為（会計や会計監査に関する疑わしい行為を含む）等に気づいた場合に、社内相談窓口（総務部内に設置）あるいは社外弁護士に情報を提供しうる内部通報制度を整備しております。相談内容については、社長を委員長とし、外部識者も構成委員とするコンプライアンス委員会が事実確認を行い、開示が必要な場合には金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に従って、社外への開示を行ないます。

（ミスターマックス行動規範より 抜粋）

具体的行動規範

7. 社会との相互理解

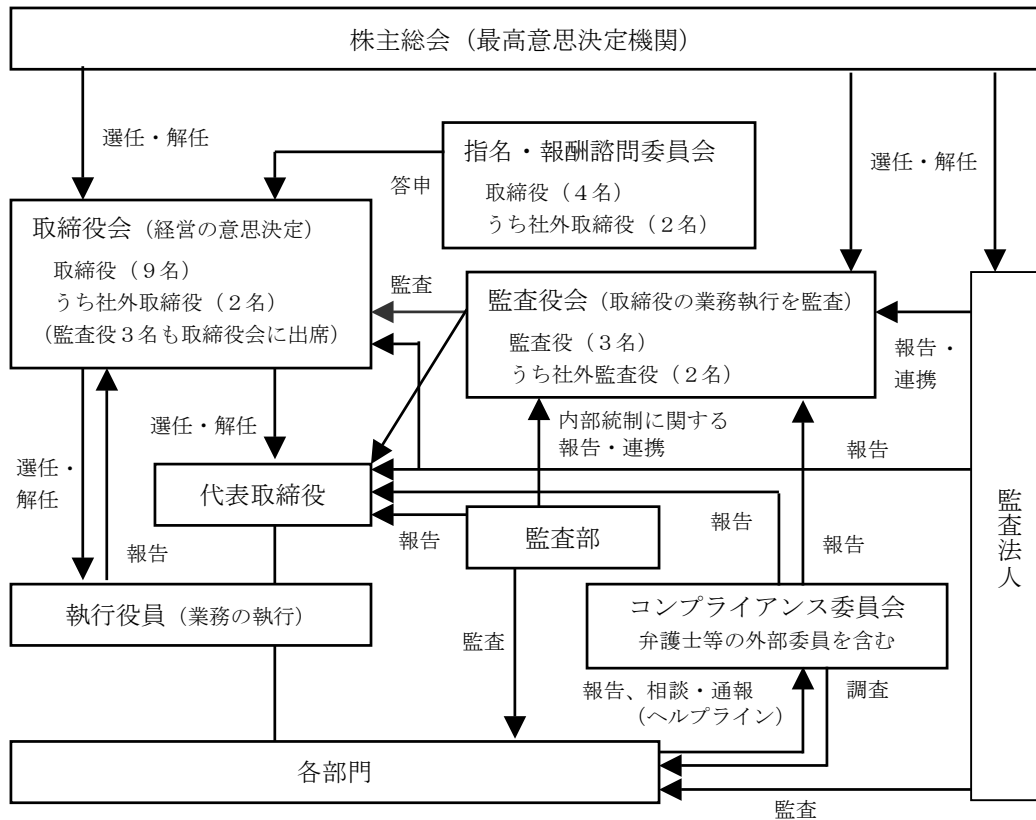
(1) 積極的な情報提供を行なう。

当社の企業姿勢を正しく伝えることが、社会との相互理解を深める第一歩です。情報を開示するにあたっては、金融商品取引法、東京証券取引所の会社情報適時開示規則およびその他の法令・規則を遵守し、マスメディア、インターネット等を利用して、正確な会社情報を適時かつ公平に提供することを基本とします。私たちは、明確かつ正確な情報を世の中に提供するために、広報、IR、またはその他メディア等に対応する権限を付与されている部門の了解を得ることなく、メディア等に接触したり、メディア等からの問い合わせに回答しません。

(2) 正確な記録と報告を行なう。

私たちは、関連法令および社内規則等に従い、財務・会計に関する記録および報告を作成します。また、それらの記録および報告は、完全、公正、正確、適時、かつ理解しやすい内容で作成します。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

